

# Webページ制作(CMS Blue Monkey)業務委託約款 新旧対照表

旧 (2025年4月18日改訂版)	新 (2026年4月1日改訂版)
<p>第1条 (定義)</p> <p>この契約 (以下「本契約」という。) において使用される用語の定義は以下の各号のとおりとする。</p> <p>①「クラウドサーカス」とは、当社の関係会社であるクラウドサーカス株式会社をいう。</p> <p>②「本CMS」とは、Webサイトのコンテンツを構成するテキストや画像、デザイン・レイアウト情報 (テンプレート) などを一元的に保存・管理するソフトウェアであって、クラウドサーカスが提供するCMS Blue Monkeyをいう。</p> <p>③「Plusdb」とは、商品等のデータベースを簡単に作成・構築できるクラウドサーカスのソフトウェアをいう。</p> <p>④「本コンテンツ」とは、本契約に基づいて当社が、お申込者から委託を受けて制作する写真、イラスト、ロゴ、バナー、映像、音楽、テキスト、デザイン、動画、3D画像、3D動画又はこれらを組み合わせたWebコンテンツをいう。</p> <p>⑤「SEOサービス」とは、Webサイトが検索エンジンの検索結果の上位に表示されるよう最適化することを目指すサービスをいう。</p> <p>⑥「Web素材」とは、本Webサイト又は本コンテンツに利用されるアイコン、写真、イラスト、テキスト及びバナー等の素材をいう。</p>	<p>第1条 (定義)</p> <p>この契約 (以下「本契約」という。) において使用される用語の定義は以下の各号のとおりとする。</p> <p>①「クラウドサーカス」とは、当社の関係会社であるクラウドサーカス株式会社をいう。</p> <p>「本CMS」とは、Webサイトのコンテンツを構成するテキストや画像、デザイン・レイアウト情報 (テンプレート) などを一元的に保存・管理するソフトウェアであって、クラウドサーカスが提供するCMS Blue Monkeyをいう。</p> <p>「Plusdb」とは、商品等のデータベースを簡単に作成・構築できるクラウドサーカスのソフトウェアをいう。</p> <p>「本コンテンツ」とは、本契約に基づいて当社が、お申込者から委託を受けて制作する写真、イラスト、ロゴ、バナー、映像、音楽、テキスト、デザイン、動画、3D画像、3D動画又はこれらを組み合わせたWebコンテンツをいう。</p> <p>「SEOサービス」とは、Webサイトが検索エンジンの検索結果の上位に表示されるよう最適化することを目指すサービスをいう。</p> <p>「Web素材」とは、本Webサイト又は本コンテンツに利用されるアイコン、写真、イラスト、テキスト及びバナー等の素材をいう。</p>
<p>第4条 (お申込者の協力義務)</p> <p>お申込者が、当社からロゴマーク、イラスト及びテキスト等の本Webサイト又は本コンテンツの素材の提出を求められたときは、これに協力する。</p> <p>当社は本Webサイトの制作過程で、必要に応じて構成案、サイトマップ案及びデザインの案の承認をお申込者に求めることができるものとし、お申込者は、当社の指定する日までに可否を通知する。お申込者が当社の指定する日までにデザイン案等の可否を当社に通知しない場合は、これを承認したものとみなす。</p> <p>本コンテンツの制作にあたって、写真撮影・動画撮影、インタビュー等を実施するときは、お申込者は、当社と協議の上、当該撮影等の実施日を定めるものとする。お申</p>	<p>第4条 (お申込者の協力義務)</p> <p>お申込者が、当社からロゴマーク、イラスト及びテキスト等の本Webサイト又は<b>Web素材</b>の提出を求められたときは、これに協力する。</p> <p>当社は本Webサイトの制作過程で、必要に応じて構成案、サイトマップ案及びデザインの案の承認をお申込者に求めることができるものとし、お申込者は、当社の指定する日までに可否を通知する。お申込者が当社の指定する日までにデザイン案等の可否を当社に通知しない場合は、これを承認したものとみなす。</p> <p>本コンテンツの制作にあたって、写真撮影・動画撮影、インタビュー等を実施するときは、お申込者は、当社と協議の上、当該撮影等の実施日を定めるものとする。お申</p>

旧（2025年4月18日改訂版）	新（2026年4月1日改訂版）
<p>込者が、お申込者による事情又は撮影時の天候等を理由として、当社と協議の上でめた実施日を変更するときは、別途見積の費用を当社に支払う。</p> <p>お申込者が定められた期日までに第1項及び第2項に規定される事項を行わない場合は、当社は履行遅滞の責めを負わないものとし、お申込者は当社と協議のうえ、本Webサイト又は本コンテンツの納品予定日を変更しなければならない。</p>	<p>込者が、お申込者による事情又は撮影時の天候等を理由として、当社と協議の上でめた実施日を変更するときは、別途見積の費用を当社に支払う。</p> <p>お申込者が定められた期日までに第1項及び第2項に規定される事項を行わない場合は、当社は履行遅滞の責めを負わないものとし、お申込者は当社と協議のうえ、本Webサイト又は本コンテンツの納品予定日を変更しなければならない。</p>
<p>第12条（サポート）</p> <p>本契約におけるサポート内容は以下の各号とする。</p> <p>㊤電話による問い合わせ（休祝祭日を除く、平日9時～18時まで）</p> <p>㊤メールによる問い合わせ</p> <p>㊤本CMSのバージョンアップ・修正プログラムの配信</p> <p>本契約におけるサポート内容には以下の各号サービスは含まれない。お申込者がこれらのサービスを希望するときは当社又は当社が指定する者と別途契約を締結するものとする。</p> <p>①サーバのレンタル</p> <p>②ドメイン管理</p> <p>③コンテンツの更新・完成後の本Webサイトの仕様変更</p> <p>④当社以外の者が作成したWebサイトに関するサポート</p>	<p>第12条（サポート）</p> <p>本契約におけるサポート内容は以下の各号とする。</p> <p>電話による問い合わせ（休祝祭日を除く、平日9時～18時まで）</p> <p><b>電子メール</b>による問い合わせ</p> <p>本CMSのバージョンアップ・修正プログラムの配信</p> <p>本契約におけるサポート内容には以下の各号サービスは含まれない。お申込者がこれらのサービスを希望するときは当社又は当社が指定する者と別途契約を締結するものとする。</p> <p>①サーバのレンタル</p> <p>②ドメイン管理</p> <p>③コンテンツの更新・完成後の本Webサイトの仕様変更</p> <p>④当社以外の者が作成したWebサイトに関するサポート</p>
<p>第13条（契約不適合責任）</p> <p>本Webサイト又は本コンテンツの種類もしくは品質に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が、納入後6ヶ月以内に発見された場合、お申込者は当社に対して本Webサイト又は本コンテンツの修補の請求ができる。</p> <p>本Webサイト又は本コンテンツの契約不適合が重大なため、お申込者が契約の目的を達成できない場合は、お申込者は本契約のうち、当該不適合部分に係る契約を解除することができる。</p> <p>当社は、契約不適合が軽微であって、本Webサイト又は本コンテンツの実質的な使用に影響を及ぼさず、本Webサイト又は本コンテンツの修補に過分の費用を要す場合には、修補責任を負わない。</p> <p>第一項及び第二項の規定に関わらずお申込者が当社の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合、及びお申込者がプログラムコードに手を加えた結果、発生した不具合については、当社は一切の責任を負わない。</p>	<p>第13条（契約不適合責任）</p> <p>本Webサイト又は本コンテンツの種類もしくは品質に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が、納入後<b>6カ月</b>以内に発見された場合、お申込者は当社に対して本Webサイト又は本コンテンツの修補の請求ができる。</p> <p>本Webサイト又は本コンテンツの契約不適合が重大なため、お申込者が契約の目的を達成できない場合は、お申込者は本契約のうち、当該不適合部分に係る契約を解除することができる。</p> <p>当社は、契約不適合が軽微であって、本Webサイト又は本コンテンツの実質的な使用に影響を及ぼさず、本Webサイト又は本コンテンツの修補に過分の費用を要す場合には、修補責任を負わない。</p> <p>第一項及び第二項の規定に関わらずお申込者が当社の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合、及びお申込者がプログラムコードに手を加えた結果、発生した不具合については、当社は一切の責任を負わない。</p>

旧（2025年4月18日改訂版）	新（2026年4月1日改訂版）
<p>当社は、契約不適合の修補について誠実に取り組み、合理的な努力をするものとするが、全てのバグその他が完全に除去されることを保証するものではない。</p> <p>当社は、本条に定めるもの以外に、本契約に関し一切の契約不適合責任を負わない。</p>	<p>当社は、契約不適合の修補について誠実に取り組み、合理的な努力をするものとするが、全てのバグその他が完全に除去されることを保証するものではない。</p> <p>当社は、本条に定めるもの以外に、本契約に関し一切の契約不適合責任を負わない。</p>
<p>第15条（オプション契約の契約期間）</p> <p>本契約のうちオプションサービスに係る契約（以下「オプション契約」という。）の有効期間は、課金開始日から1年間とする。ただし、期間満了の<b>1ヶ月前</b>までに、お申込者又は当社のいずれからも、契約終了又は契約条項改定意思表示がない場合は、オプション契約は、同一条件で更に<b>1ヶ月間</b>自動更新されるものとし、以降も同様とする。</p> <p>（以下第2項～第4項は変更なし）</p>	<p>第15条（オプション契約の契約期間）</p> <p>本契約のうちオプションサービスに係る契約（以下「オプション契約」という。）の有効期間は、課金開始日から1年間とする。ただし、期間満了の<b>1カ月前</b>までに、お申込者又は当社のいずれからも、契約終了又は契約条項改定意思表示がない場合は、オプション契約は、同一条件で更に<b>1カ月間</b>自動更新されるものとし、以降も同様とする。</p> <p>（以下第2項～第4項は変更なし）</p>
<p>第17条（データの削除）</p> <p>当社は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、本Webサイト及び本コンテンツに関するあらゆるデータについて返還、保管等の義務を負わず、お申込者に通知することなくこれを削除できる。</p> <p><del>前項に基づき削除により、お申込者が損害を被った場合でも当社はその原因の如何を問わず何等の責任も負わない。</del></p>	<p>第17条（データの削除）</p> <p>当社は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、本Webサイト及び本コンテンツに関するあらゆるデータについて返還、保管等の義務を負わず、お申込者に通知することなくこれを削除できる。</p> <p><b><u>当社が、前項の規定に基づいて本Webサイト及び本コンテンツに関するデータを削除したことによって、万が一、お申込者に損害が発生した場合でも当社は何等責任を負わない。</u></b></p>
<p>第18条（免責）</p> <p>当社は本契約の履行を通じて、お申込者の業績向上に貢献するよう努めるものとするが、お申込者の売上高、本Webサイトへのアクセス数又は利益が向上することまでを保証しない。</p> <p>当社は、お申込者に対し、本Webサイトの市場性又は特定目的への適合性などいかなる意味においても、明示もしくは黙示の保証など如何なる方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負わない。</p>	<p>第18条（免責）</p> <p>当社は本契約の履行を通じて、お申込者の業績向上に貢献するよう<b>商業的に合理的な範囲で</b>努めるものとするが、お申込者の売上高、本Webサイトへのアクセス数又は利益が向上することまでを保証しない。</p> <p>当社は、お申込者に対し、本Webサイトの市場性又は特定目的への適合性などいかなる意味においても、明示もしくは黙示の保証など如何なる方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負わない。</p>
<p>第23条（カスタマーハラスメントの禁止）</p> <p><del>お申込者は、当社への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為（いわゆるカスタマーハラスメント）を行ってほならない。</del></p>	<p>第23条（カスタマーハラスメントの禁止）</p> <p><b><u>1. お申込者は、当社に対して、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」（URL：<a href="https://www.startia.co.jp/customer_harassment/">https://www.startia.co.jp/customer_harassment/</a>、以下「基本指針」という。）</u></b></p>

旧（2025年4月18日改訂版）	新（2026年4月1日改訂版）
<p>①身体的な攻撃（暴行、傷害）  ②精神的な攻撃（脅迫、申傷、名誉棄損、侮辱、暴言、人格を否定する発言）  ③威圧的な言動（威嚇行為）  ④上下座の要求など合理的理由のない謝罪要求  ⑤継続的な言動または執拗な言動（繰り返しまたは執拗な電話連絡を含む）  ⑥拘束的な言動（不退去、居座り、監禁、同様の要求やクレームを繰り返すことによる長時間の拘束行為）  ⑦差別的な言動  ⑧性的な言動、要求  ⑨従業員個人に対する攻撃、要求（処罰の要求、プライベートの情報を探る行為を含む）  ⑩過剰なサービスの提供の要求（保証の範囲を超えた無償修理の要求や、合理的理由のない金銭補償の要求を含む）  ⑪SNSやインターネットでの誹謗中傷  ⑫無許可での当社グループ関連施設内への立ち入り、録音、撮影</p> <p>お申込者が、前項の規定に違反したときは、当社は、商品の交換、修理、サポート及び保守等の対応の一時停止又は申止をすることができる。当社が、本項の規定に基づいて、お申込者への対応を一時停止又は申止したときは、当社はお申込者に対して、債務不履行責任を負わないものとする。</p> <p>当社は、カスタマー・ハラスメントについて、警察及び弁護士などの外部機関と連携して厳正対処する。</p>	<p><u>に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはならない。</u></p> <p><u>2. お申込者が前項の規定に違反した場合、当社は基本指針に従い、役務の提供を中止することができる。この場合、当社はお申込者に対する債務不履行責任を負わない。</u></p> <p><u>3. 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、基本指針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処する。</u></p>
<p>第28条（不可抗力）</p> <p>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、ツナミ、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をする。</p>	<p>第28条（不可抗力）</p> <p>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、<b>津波、落雷</b>、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の<b>債務不履行、履行遅滞</b>又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をする。</p>

旧（2025年4月18日改訂版）	新（2026年4月1日改訂版）
<p>第29条（残存条項） 本契約の解除後も第9条（解約違約金）、第10条（遅延損害金）、第13条（契約不適合責任）、第16条（損害賠償）、第17条（データの削除）、第18条（免責）、第19条（著作権の帰属）、第21条（権利義務の譲渡禁止）、第22条（秘密保持）、第24条（反社会的勢力の排除）第2項、本条、第30条（準拠法及び管轄合意）、第31条（協議事項）、の条項は効力を有する。</p>	<p>第29条（残存条項） 本契約の解除後も第9条（解約違約金）、第10条（遅延損害金）、第13条（契約不適合責任）、第16条（損害賠償）、第17条（データの削除）、第18条（免責）、第19条（著作権の帰属）、第21条（権利義務の譲渡禁止）、第22条（秘密保持）、第24条（反社会的勢力の排除）第2項、<b>第27条（連帯保証人）</b>、本条、第30条（準拠法及び管轄合意）、第31条（協議事項）、の条項は効力を有する。</p>
<p>（旧：2025年4月18日改訂までの履歴）</p>	<p>（旧履歴に加え、以下の改訂を追加） <b>2026年4月1日 改訂</b></p>